

公益社団法人 宮崎県農業振興公社定款

公益社団法人 宮崎県農業振興公社

公益社団法人 宮崎県農業振興公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 公社は、農業経営の規模拡大、農業の担い手の確保・育成、農業生産性の向上等に係る諸事業を総合的に実施し、もって宮崎県の農業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農用地の集積及び集約化に関する事業
- (2) 農業の担い手の確保・育成に関する事業
- (3) 就農支援資金の貸付けに関する事業
- (4) 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業
- (5) 農業構造改善に関する事業
- (6) 農商工連携等の推進に関する事業
- (7) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮崎県において行うものとする。

第3章 社 員

(公社の構成員)

第5条 公社は、宮崎県、宮崎県内の市町村、農業会議、農業協同組合、宮崎県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会並びにその他法人格を有する農業団体であって、公社の目的に賛同するものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を理事長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金)

第7条 社員は、出資10口以上を保有しなければならない。

2 出資1口の金額は、1万円とする。

3 出資は、現金をもって一時に払い込むものとする。ただし、一時に払い込むことが困難な場合は、理事会の承認を得て、口数ごとに分割して払い込むことができる。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該社員が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退社した、又は除名された社員の出資金その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員の中から選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上16人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、その他の理事の中から1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務遂行の対価として、社員総会において定める総額の範囲内において、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(理事会)

第27条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の遂行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が、招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第32条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第38条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。ただし、農地保有合理化事業で取得した農用地等の財産は、宮崎県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公 告)

第40条 公社の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和38年9月10日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和40年10月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和42年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和43年6月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和47年1月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和47年8月25日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、認可のあった日（昭和48年8月15日）から施行する。
- 2 昭和48年度の事業年度は、改正後の定款第32条の規定にかかわらず、昭和48年6月1日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和51年10月8日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和52年6月18日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和54年7月4日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和56年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和56年7月15日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和60年7月17日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和62年6月15日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和63年2月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成元年7月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成3年5月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成4年5月25日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成6年3月2日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成9年3月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成11年3月29日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成12年3月27日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成13年4月2日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成18年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日の統合により新たに社員となる者については、第6条及び第9条の規定にかかわらず出資を要しないものとする。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成20年7月14日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成21年5月15日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

- 2 会社の最初の理事長は、宮脇 和寛とし、常務理事は 押川 延夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第 1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成19年 4 月 1 日の統合により新たに社員になった者については、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず出資を要しないものとする。

附 則

この定款は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、第 5 条の改正は令和 7 年 3 月 1 日から適用する。